



秋田県公報

告 示

- 地籍調査に関する事業計画(九六六・農山村振興課)……………3
- 開発行為に関する工事の完了(九六七・平鹿地域振興局建設部)……………3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(九六八・九六九・砂防課)……………3
- 公告
- 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)……………4

目 次

ページ

- 告示
- 生活保護法による医療機関の指定(九六三・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(九六四・福祉政策課)……………1
- 平成十六年度製菓衛生師試験の実施(九六五・生活衛生課)……………1

秋田県告示第九百六十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
内藤クリニック	内藤 賢 一	本荘市中堅町一	内科、外科	平成十六年十月一日

秋田県告示第九百六十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十六年十二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
内藤病院	医療法人 青嵐会 理事長	本荘市中堅町一番地	平成十六年九月三十日

秋田県告示第九百六十五号

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五号)第四条第一項の規定により、次のと

おり平成十六年度製菓衛生師試験を実施するので、製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年秋田県規則第十四号)第二条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十七年二月二十一日(月)午前十時三十分から午後二時三十分まで

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 三階 三十四会議室

二 試験科目

衛生法規

公衆衛生学

食品学

食品衛生学

栄養学

製菓理論及び実技

(六) 製菓理論及び実技」を免除する。

ただし、受験者が菓子製造技能士である旨を受験願書提出時に申し出た場合は、

三 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として

必要な知識及び技能を修得した者

(二) 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事した者

(三) 製菓衛生師法の施行の際(昭和四十一年十二月二十六日)、現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第四十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が三年をこえている者、又は製菓衛生師法の施行の日後三年をこえるに至つた者

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書 正副一通

(二) 添付書類

(1) 最終学校卒業証明書 一通(ただし、卒業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本一通を添付すること。)

(2) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師と

して必要な知識及び技能を修得したこと、又は一年以上菓子製造業に従事したことを証する書類 一通

(ただし、三 受験資格中の(三)に該当する者にあつては、昭和四十一年十二月二十六日時点で三年以上従事していたことを証する書類又は昭和四十一年十二月二十六日後に従事年数が三年をこえるに至つたことを証する書類 一通)

(3) 写真 受験願書提出前六箇月以内に撮影した脱帽上半身正面向で名刺型のもの(七センチメートル×五センチメートル) 一枚

(三) 菓子製造技能士である者が「製菓理論及び実技」の試験免除を希望する場合は、技能検定合格証書の写し

受験願書用紙の交付

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間

日曜日、祭日及び土曜日を除き、平成十六年十二月二十四日(金)から平成十七年一月十一日(火)までの午前八時三十分から午後五時まで

(二) 場所

秋田県生活環境文化部生活衛生課又は各地域振興局福祉環境部

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、八十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

交付場所

生活環境文化部生活衛生課	〒〇一〇〇九五五 秋田市山王四丁目一番二号 電話番号〇一八 八六〇 一五九三
北秋田地域振興局大館福祉環境部環境指導課	〒〇一八 五六〇一 大館市十二所字平内新田二百三十七 電話番号〇一八六 五二 三九五三
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部環境指導課	〒〇一八 三三三九三 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の 電話番号〇一八六 六二 一一六五
山本地域振興局福祉環境部環境指導課	〒〇一六 〇八一五 能代市御指南町一番十号 電話番号〇一八五 五二 四三三三
秋田地域振興局福祉環境部環境指導課	〒〇一八 一四〇二 南秋田郡昭和町乱橋字古開百七十二番一 電話番号〇一八 八五五 五一七三
由利地域振興局福祉環境部環境指導課	〒〇一五 〇〇〇一 本荘市出戸町字水林四百八番地 電話番号〇一八四 二二 四二二二

仙北地域振興局福祉環境部 環境指導課	〒〇一四 〇〇六一 大曲市上栄町十三番六十二号 電話番号〇一八七 六三 三六八三
平鹿地域振興局福祉環境部 環境指導課	〒〇一三 八五〇三 横手市旭川一丁目三番四十六号 電話番号〇一八二 三三二 四〇〇五
雄勝地域振興局福祉環境部 環境指導課	〒〇一二 〇八五七 湯沢市千石町二丁目一番十号 電話番号〇一八三 七三 六一五七

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

日曜日、祭日及び土曜日を除き、平成十七年一月十四日(金)から同年一月二十八日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

住所地为管轄する地域振興局福祉環境部。ただし、秋田市及び県外に居住する者にあつては、南秋田郡昭和町乱橋字古開百七十二番地一 秋田地域振興局福祉環境部(電話番号〇一八 八五五 五一七三)で受け付ける。

七 受験手数料

(一) 額

九千四百円

(二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 受験票の交付

受験票は、受験願書受付後、秋田県生活環境文化部生活衛生課から郵送で交付する。

九 合格者の発表

平成十七年三月三日(木)午後一時から同月十日(木)まで、県庁正面広告板及び各地域振興局福祉環境部掲示板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

十 試験についての問い合わせ先

秋田県生活環境文化部生活衛生課食品衛生班(電話番号〇一八 八六〇 一五九三)、又は各地域振興局福祉環境部環境指導課

秋田県告示第九百六十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次の

とおり平成十六年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 調査を行う者の名称

変更前 千畑町

変更後 美郷町

(二) 調査地域

変更前 仙北郡千畑町黒沢字中ノ沢ほか四字

変更後 仙北郡美郷町黒沢字中ノ沢ほか四字

(三) 調査期間

平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日

(一) 調査を行う者の名称

変更前 仙南村

変更後 美郷町

(二) 調査地域

変更前 仙北郡仙南村金沢字入梅田ほか五字

変更後 仙北郡美郷町金沢字入梅田ほか五字

(三) 調査期間

平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日

秋田県告示第九百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年九月七日付け指令平建 九百八十五 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

青森市問屋町二丁目十五番二十二号

丸大堀内 株式会社 代表取締役 堀 内 琢 夫

二 開発区域に含まれる地域の名称

横手市八幡字八幡三十六番一、三十六番二、三十六番三、三十六番四、三十七番一、三十七番二、三十七番三、三十七番四、三十七番五、三十九番一、三十九番二、三十九番三、三十九番四、四十番一、四十番二

秋田県告示第九百六十八号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 平成十六年十二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	郡市 町村 大字 字	区
釜の上	山本郡八森町字釜の上	地 番
<p>九〇番地四の一部（次の図に示す部分に限る。）、九〇番地五、九一番地一の一部（次の図に示す部分に限る。）、九二番地二の一部（次の図に示す部分に限る。）、九二番地三の一部（次の図に示す部分に限る。）、九二番地四の一部（次の図に示す部分に限る。）、九三番地の一（次の図に示す部分に限る。）、九四番地の一（次の図に示す部分に限る。）、九五番地の一（次の図に示す部分に限る。）、九六番地の一（次の図に示す部分に限る。）、一五二番地の一（次の図に示す部分に限る。）、一五二番地先道路敷（次の図に示す部分に限る。）</p>		

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第九百六十九号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 平成十六年十二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	郡市 町村 大字 字	区
地 番		域

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

家の後	山本郡藤里町藤琴字鳥谷場
<p>二九番地の一部（次の図に示す部分に限る。）、八五番地の一部（次の図に示す部分に限る。）、八六番地三の一部（次の図に示す部分に限る。）、八六番地四の一部（次の図に示す部分に限る。）、八七番地の一部（次の図に示す部分に限る。）</p>	

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成十六年十二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
 電子計算組織 三式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
 平成十六年十一月十九日
- 四 落札者の名称及び住所
 株式会社北都情報システムズ 秋田市山王三丁目四 二二三
- 五 落札金額
 一千九百一十一万一千五十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
 平成十六年十月二十二日
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
 自動設計製図装置 一式

- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年十一月十九日
- (三) 落札者の名称及び住所
株式会社アイネックス 秋田市広面字鍋沼三十七
落札金額
一千四十七万九千円
- (四) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
平成十六年十月二十二日
- (五) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年十月二十二日
- (六) 落札に係る物品の名称及び数量
校内情報通信ネットワーク用サーバ及び電子計算組織 一式
- (七) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年十一月十九日
- (一) 落札者の名称及び住所
株式会社北都情報システムズ 秋田市山王三丁目四 二十三
落札金額
二千七十四万八千円
- (二) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
平成十六年十月二十二日
- (三) 一般競争入札
平成十六年十月二十二日
- (四) 落札に係る物品の名称及び数量
捜査本部支援システム用パーソナルコンピュータ 一式
- (五) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十六年十一月十九日
- (六) 落札者の名称及び住所
東光コンピュータ・サービス株式会社 大館市御成町四丁目八 七十四

- (五) 落札金額
二百五十六万二千元
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年十月二十二日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄